

# 税申告の準備を始めましょう！

## ～申告期限は平成30年3月15日（木）までです～

### ■平成30年度市・県民税申告書の配布対象者

平成29年度市・県民税申告書を提出された人に郵送します。

（次の人には送付されません）

- ①平成30年1月1日現在で19歳未満の人
- ②平成29年度に市・県民税の申告をしたが、収入が給与のみ、または公的年金のみの人で源泉徴収票の内容に相違ない人
- ③確定申告をされる人  
確定申告をされる人及び給与（年末調整済）や公的年金のみの人ではほかに申告する事項のない人は、平成30年度市・県民税申告書を提出する必要はありません。

### 《給与所得者の人へ》

勤務先での年末調整はお済みでしょうか？保険等の控除の漏れや扶養人数に誤りはありませんか？扶養控除は重複して受けることはできません。

たとえば、共働き夫婦で子どもがいる場合、夫・妻それぞれで同じ子どもを扶養としていたり、夫が妻を配偶者控除しているのに、その子どもが母親を扶養しているケースがよくあります。合計所得金額が38万円以下の親族を誰の扶養として申告するのか、家族でよく話し合っておきましょう。

また、勤務先で年末調整がされていない場合、確定申告が必要です。申告により税金が還付されることもありますので、忘れず申告しましょう。

### 《年金所得者の人へ》

年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は、実際に天引きされている人以外には、控除として計上することはできませんのでご注意ください。（天引き分以外については、従来どおりです）



### 《障がい等の控除について》

ご自身または扶養親族に障がい等がある場合で、お勤めの事業所または年金支払者へ障がい等の申告をされていない人は、確定申告を忘れないようにしてください。（障がい等の控除が漏れることがあります）

なお、障がい等の控除については、源泉徴収票で確認をお願いします。

### ■大切な書類を保管しておきましょう

確定申告には、提出しなければならない書類がいくつかあります。

申告の時になって慌てることのないよう大切に保管しておいてください。

- 給与、公的年金等の源泉徴収票
- 生命保険や個人年金、地震保険の保険料控除証明書
- 医療費や医療品等に関する明細書、もしくは領収書
- 住宅ローン残高証明書
- 寄附先から発行される寄附金受領証明書など
- 配当や保険の一時金・満期返戻金の通知書、その他収支計算の根拠となる領収書など
- マイナンバーカード又は通知カード



国税庁では、国税電子申告・納税システム（e-Tax[イータックス]）をすすめています

### ●e-Tax（イータックス）は、こんなところが便利です。

- ①自宅やオフィスからインターネットを利用して、国税に関する申告・申請・届出等ができます。
- ②ATMやインターネットバンキングなどを利用して、納税ができます。
- ③給与等の源泉徴収票や医療費の領収書の添付を省略できるようになりました。（各自で5年間保存）  
※相談会場での通常申告時には省略できません。

### ●国税電子申告・納税システム（e-Tax[イータックス]）をご利用いただくその前に…

- ①事前に電子証明書を取得してください。  
※個人の場合は、本庁市民課窓口または白鳥振興事務所振興課窓口で取得できます。
- ②マイナンバーカードをご用意ください。  
※本庁市民課窓口、または各振興事務所振興課窓口で取得できます。
- ③ICカードリーダーライターをご用意ください。  
《イータックスホームページ》 <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

